

下関市彦島地域包括支援センター通信

第6号 平成30年7月

社会福祉士のお仕事をご紹介します！

今年度の包括通信では包括支援センターに所属する**社会福祉士・介護支援専門員・保健師（看護師）**の3つの職種からお知らせやお仕事紹介を掲載していきます。

第1弾は**社会福祉士**です。

当センターでは、3人の社会福祉士が在籍しています。主な業務内容は、権利擁護業務を担っています。今回は、消費者被害と高齢者虐待について事例をもとに紹介致します。

例1

独居高齢者が、訪問販売で健康食品を強引に勧められ分割で購入契約をしたが高額なので契約を中止したい。どうすればいい？

例1では、消費生活センターに相談し、**クーリング・オフ制度**を検討します。クーリング・オフとは、「**頭を冷やして考え直す**」という意味で、消費者が契約をしてしまった後に冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

◆どうすればクーリング・オフができる？

契約日から**8日（20日）**以内に**必ず書面**で行います。必要事項を書いた**はがきのコピーを取り、簡易書留か、特定記録郵便**などで発送をします。



◆期間を過ぎたらクーリング・オフできないの？

クーリング・オフを妨害された場合は、**期間を過ぎてもクーリング・オフはできません**。また販売方法に問題がある場合は解除可能な場合があります。早急にご相談ください。

クーリング・オフ通知記入例（表面）

（裏面）

| | |
|------------------------------|-----------------------|
| <input type="checkbox"/> | □□□-□□□□ |
| 簡易書留 | 〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇丁目〇番〇号 |
| 株式会社 | 御中 |
| 山口県下関市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇 〇〇 | |

| | |
|--|------------------------------|
| 通知書 | |
| 次の契約を解除します。 | |
| 契約年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| 商品名 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 契約金額 | 株式会社〇〇〇〇 〇〇〇営業所 担当者〇〇〇 |
| 支払った代金〇〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。 | |
| 平成〇年〇月〇日 山口県下関市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇 〇〇 | |

消費者被害で専門の相談・助言を受けたい時は、**下関市消費生活センター** 電話**083-231-1270**
(相談受付時間 月～金 祝日除く 9時～16時半)にご相談ください。

例2

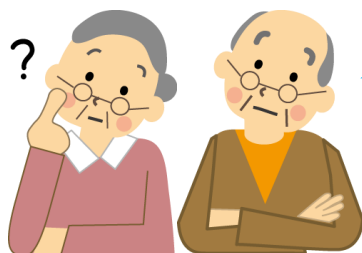
介護が必要な高齢の妻を高齢の夫が介護をしている。妻は汚れたままの服装でいつも過ごし、栄養状態も悪いように見える。生活は大丈夫なのか？

例2では、妻に対し適切な介護や食事の世話もできていない状態であれば、**介護放棄（ネグレクト）**にあたる**虐待**になります。

なぜそのような生活に至っているのか？夫ひとりで介護を担っているのか？さまざまな事情を傾聴し、介護サービスや医療に繋げる必要があります。

①友達のAさん、息子の機嫌が悪いとちょっとしたことで叩かれるって言っていたけど…

⑤同級生のBくん、認知症状があり、何度も同じことを聞くから、お嫁さんから無視されている様子だったな…



②近所のおじいちゃんが、トイレの失敗を責めて、おばあちゃんに洋服を着せずに恥ずかしめる行為をしつづけたと言っていたけど…

④老人会仲間のCくん、娘夫婦が通帳等預かったままで、返してもらえないから、介護サービスが受けられないって言っていたけど…

③近所で、自宅をゴミ屋敷にしている、病院も行かなくてもいいって言っているおばあちゃんがいるけど…

①は身体的虐待、②は性的虐待、③は自己放任（セルフネグレクト）
④は経済的虐待、⑤は心理的虐待に該当します。

「もしかして虐待？」と感じたら、当センターにご相談ください。
**通報した方、届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、
守秘義務が課せられます。**

彦島地域包括支援センター

【社会福祉法人 松美会】

彦島江の浦町一丁目5-2

電話：266-6516 FAX：227-3112

アクセス：ロータリーバス停前すぐ

営業日：月曜日～土曜日（祝日は休み）

営業時間：8時30分～17時15分

担当区域：彦島全域・六連島



お問い合わせは
こちらまで。
お待ちしております。

